小山市建設キャリアアップシステム活用工事実施要領

（目的）

第1条　この要領は、小山市発注工事において建設キャリアアップシステム（以下「ＣＣＵＳ」という。）の活用推進を図るため、ＣＣＵＳ活用工事の試行に必要な事項を定め、その円滑な実施に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条　本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

（1）対象期間

現場の稼働をしている期間をいう。

なお、休日、祝日、年末年始、夏期休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間は含まない。

（2）下請業者

建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第５項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるもの（警備会社・運搬業者を除く。）をいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。

（3）技能者

元請業者又は下請業者の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。

（4）ＣＣＵＳ登録事業者

元請業者又は下請業者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するＣＣＵＳの利用者をいう。

（5）ＣＣＵＳ登録技能者

技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するＣＣＵＳの利用者をいう。

（対象工事）

第3条　ＣＣＵＳ活用工事を設定する工事は、小山市が発注する全ての工事を対象とし、特記仕様書等においてその旨を明らかにするものとする。

（実施内容）

第4条　第3条の対象工事において、受注者が現場着手前に発注者に対してＣＣＵＳの活用に取り組む旨を希望した場合は、発注者は、下記の目標基準を全て達成した場合において、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

目標基準

指　標	目　標　基　準
現場利用状況	対象期間中に就業履歴の蓄積（カードタッチ）を毎月行う。

（1）目標基準の達成状況確認方法

　発注者は、受注者に対し就業履歴一覧（月別カレンダー）の提示を求めることにより、目標基準の達成状況を確認するものとする。

（2）工事成績評定への反映

　受注者が全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、工事成績評定考査項目別運用表における考査項目「5.創意工夫」において、1点加点するものとする。

（3）CCUS活用にかかる費用

　CCUS活用にかかる費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は受注者が負担しなければならない。

（4）CCUS活用の取組への意向確認

　受注者は、CCUS活用工事を希望する場合、現場着手日までに工事打合せ簿により監督員へ報告しなければならない。

（その他）

第5条　この要領に定めのない事項については、受発注者協議により定めるものとする。

附　則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。